

31 教職員配置の充実改善について

(文部科学省関係)

要望内容

教育上の課題解決と働き方改革に向けた教職員定数の加配定数措置の拡充

- 1 生徒指導体制の強化
- 2 少人数学級編制の実施

(要 旨)

1 生徒指導体制の強化

近年、教育現場においては、いじめの対応を始め、不登校や児童虐待、ヤングケアラー等の課題を抱える児童生徒への対応等、解決すべき課題が複雑化・多様化しています。

こうした課題に対応し、児童生徒の豊かな学びを実現するためには、教員の加配措置による生徒指導主事等の専任化が重要となるとともに、スクールソーシャルワーカーなどの専門家が教員と連携し、課題の解決に当たることができる「チームとしての学校体制」を早急に構築する必要があります。

つきましては、これらの教員の専任化に伴う加配定数を更に拡充するとともに、スクールソーシャルワーカーなどの専門家を教職員定数として算定し、国庫負担の対象として位置付けていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

2 少人数学級編制の実施

本市では、平成20年度から、個に応じたきめ細かな指導により、基礎学力の確実な定着に取り組む学校を支援するため、小学校2年生から中学校1年生において35人を上限とする少人数学級編制を実施し、必要な教員定数の措置を要望してきたところです。

こうした中、35人学級実現に向けた定数改善について、国においては、義務標準法の改正により、令和3年度から小学校の学級編制の標準を順次35人に引き下げられ、令和8年度からは中学校についても段階的に同様の措置を実施していただけることになりました。一方で、こどもたちが抱える様々な課題の複雑化・困難化や、学校や教員に対する期待の高さなどにより教員の負担は増大しており、今後、発達段階に応じた30人学級を導入するなど、更なる少人数学級の推進についても検討していただきますようお願いいたします。